

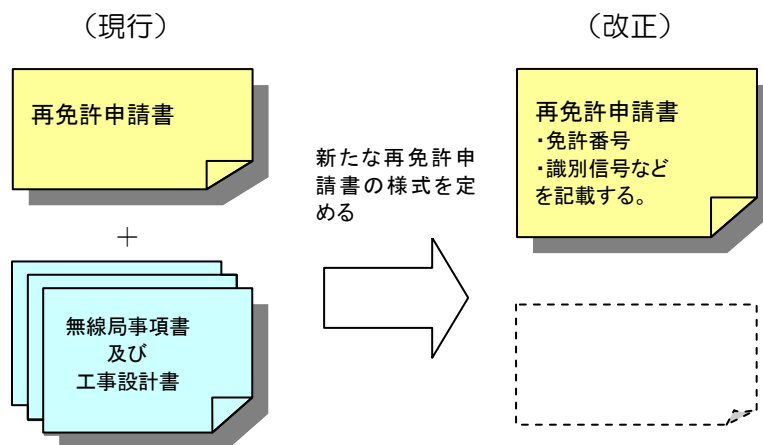
無線局免許申請書及び再免許申請書の様式が変わりました

～ 平成19年8月1日から施行 ～

平成19年5月7日に公布された「無線局免許手続規則の一部を改正する省令」により、平成19年8月1日から陸上移動局、携帯局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、簡易無線局（パーソナル無線を含む）及び構内無線局の再免許申請方法が簡略化され、これにより申請書の様式も変更されました。

主な改正内容は以下のとおりです。

- 再免許申請の際に無線局事項書及び工事設計書の提出が不要となりました。
再免許申請の際に添付が必要であった無線局事項書及び工事設計書の提出が不要となり、再免許申請の審査に必要な事項は再免許申請書に記載することとなります。



- 再免許申請書の様式が変更されました。

無線局事項書及び工事設計書の廃止にともない、再免許申請書の様式が変更されました。
*なお、平成20年2月1日までは、従前（旧）の様式を使用することができますが、この場合には、新様式の①から⑦までに掲げる事項の内容を余白に記載してください。

- 免許申請書の様式が変更されました。
アマチュア局の免許申請の様式が変更されました。
*なお、平成20年2月1日までは、従前（旧）の様式を使用することができます。

*改正後の申請書は、[こちら（平成19年8月1日以降の無線局免許手続の様式（総務省リンク））](#)から入手できます。